

介護老人保健施設しお風

介護予防通所リハビリテーション 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人香南会が運営する介護老人保健施設しお風（以下「事業所」という。）において実施する介護予防通所リハビリテーションの適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に沿って、利用者の心身機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所では、介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

2 事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

3 居宅介護支援事業者及び関係市町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において総合的なサービスの提供を受けることができるよう努める。

4 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいよう指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

5 個人情報保護法に基づくガイドラインに則り、事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の利用は原則的に行わないものとする。また、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 介護老人保健施設しお風通所リハビリテーション
- (2) 所在地 高知県香南市赤岡町1186番地1

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条 勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 医師 1名以上(兼務)

医師(管理者)は、利用者の病状に応じて、妥当適切に診療を行い、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 看護職員又は介護職員 利用者10人に対して1人以上(10:1)

看護職員は、医師の診療補助及び医師の指示を受けて利用者の看護、保健衛生の業務を行う。介護職員は、利用者の介護予防通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。

(3) 理学療法士等 1名以上

理学療法士等は、医師の指示のもとに、利用者に対し機能訓練に関する業務を行う。また、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともに実施に際し指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日～金曜日

ただし、12月31日及び1月1日までを除く

(2) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分

サービス提供時間 午前9時00分～午後4時30分

(利用定員)

第6条 単位数及び利用定員数は次のとおりとする。

(1) 単位数 1単位

(2) 定員 50名

(事業の内容)

第7条 介護予防通所リハビリテーションは、介護予防通所リハビリテーション計画及びリハビリテーション実施計画書に基づき、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練及び介護その他必要な日常生活の世話を行う。

(利用料その他の費用の額)

第8条 介護予防通所リハビリテーションの利用料の額は、国が定める基準によるものとし、介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の額とする。また、利用料その他の費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。なお、介護保険給付対象外サービスの利用料の額及び支払方法は、

重要事項説明書のとおりとする。

(通常の事業実施範囲)

第9条 通常の事業実施範囲は、次のとおりとする。

安芸市、芸西村、南国市、香南市、香美市、高知市

(身体拘束)

第10条 事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。ただし、当該利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため等、緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、事業所の医師がその様子及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(褥瘡対策)

第11条 事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、指導・教育体制を整える。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第12条 利用者は、介護予防通所リハビリテーション利用にあたって次に定める内容に留意する。

- (1) 事業所内の設備、器具は本来の用法に従って利用する。これに反した利用により破損等が発生した場合は、弁償していただくことがある。
- (2) 敷地内は全面禁煙とする。
- (3) 騒音等、他の利用者に対し迷惑となる行為は禁止とする。
- (4) 金銭、貴重品については、個人管理とする。
- (5) 営利行為、宗教の勧誘、特定の宗教活動は禁止とする。
- (6) ペットの持ち込みは禁止とする。

(緊急時における対処方法)

第13条 事業所の職員は、利用者の病状急変やその他緊急事態が生じた場合、速やかに主治医またはあらかじめ事業所が指定した協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(非常災害対策)

第14条 事業所は災害時等における利用者の安全を確保するために、地域消防署及び地域住民との連携を図り、緊急時の連絡体制を整備する。また、具体的な対策を立て、非常災害時に備えた訓練等を消防計画に基づき実施する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第15条 事業所は、安全かつ適切に、質の高いサービスを提供するために、事故発生の防止のための体制を整備する。また、サービス提供時に事故が発生した場合は、関係法令に従い速やかに対応する。

(衛生管理)

第16条 利用者の使用する食器、設備又は飲用水に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医療品及び医療器具の管理を適切に行う。

2 事業所は、食中毒、感染症の発生及びまん延の防止のため、感染症・食中毒予防・まん延の防止に関する指針に従い、必要な措置を講じる。

(苦情解決処理)

第17条 苦情解決責任者は、利用者及び家族からの事業所運営に関する苦情や相談に迅速かつ適切に対処するため、次に定める事項に従い、必要な処置を講じる。

- (1) 苦情解決責任者は苦情解決処理の総括業務を遂行する。
- (2) 苦情相談窓口の設置
- (3) 関係職員による改善措置の協議、決定
- (4) 利用者及び家族に対する事実関係及び改善措置の説明
- (5) 記録の整備

(守秘義務及び個人情報保護)

第18条 事業所職員である期間及び事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知りえた利用者又はその家族の個人情報を漏らすことが無いよう、指導教育を行うとともに必要な措置を講ずる。

(高齢者虐待防止)

第19条 事業所は、高齢者虐待防止法に基づいて、虐待防止を行うと共にその発見、通報、保護を積極的に行い、関係機関との連携を図る。

- 2 虐待防止のための指針及び体制を整備する。
- 3 事業所において利用者に対する身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待や養護を著しく怠ることのないよう、定期的に虐待防止に向けての研修を実施する。
- 4 虐待を発見又はその情報を入手した場合は、速やかに関係機関に通報する。
- 5 市町村より高齢者虐待についての協力依頼があった場合は、施設長及び管理者の了解のもとに受け入れ、連携を図る。
- 6 苦情解決処理規程に沿った適切且つ迅速な対応により、利用者の権利を擁護する。

(その他運営についての留意事項)

第20条 事業所は、職員の資質向上を図るため、研修機会を設け、業務体制を整備する。

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人香南会で別に定める。

附 則

この規程は、平成12月4月1日から施行する。

この規程は、平成12年8月10日から施行する。

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

この規程は、平成19年12月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年9月1日から施行する。

この規程は、平成23年2月1日から施行する。

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

この規程は、平成25年12月20日から施行する。

この規程は、平成26年9月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成28年9月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、2019年4月1日から施行する。

この規程は、2020年4月1日から施行する。

この規程は、2024年4月1日から施行する。